

# 行政手続法の施行状況に関する調査結果

## － 地方公共団体 －

平成 22 年 12 月

総 務 省

### 第1 調査の目的、調査対象機関等

#### 1 調査の目的、時点

本調査は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の円滑かつ的確な施行に資することを目的として、審査基準・標準処理期間・処分基準の設定状況等について、平成 22 年 3 月 31 日現在の状況を調査したものである。

- ① 審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況は、平成 20 年度及び 21 年度の 2 か年に新設された処分（申請に対する処分及び不利益処分）を調査対象とした。
- ② 聴聞・弁明手続は、平成 21 年度（1 か年）の実施状況を調査した。

#### 2 調査対象機関（97 団体）

調査対象とした地方公共団体は、すべての都道府県（47 団体）、政令指定市及び県庁所在市（50 団体）である（調査対象機関一覧は別表 1 のとおり）。

#### 3 調査対象項目

- (1) 申請に対する処分
  - ① 審査基準の設定状況、公にしている状況
  - ② 標準処理期間の設定状況、公にしている状況
- (2) 不利益処分
  - ① 処分基準の設定状況、公にしている状況
  - ② 聴聞・弁明手続の実施状況

※ 根拠となる規定が条例又は規則に置かれている処分及び行政指導については、行政手続法の適用がないため、調査対象としていない。

(参考) 地方公共団体が行う処分に対する行政手続法の適用関係

行政手続法の適用の有無	処分の根拠
○ (適用あり)	法律、法律に基づく命令（告示を含む） 等
× (適用なし)	条例、規則 等

## 第2 調査結果

### 1 申請に対する処分

#### (1) 審査基準の設定状況

行政庁は、審査基準を定めるものとする。(法第5条第1項)

##### ○ 審査基準

申請により求められた許認可等を行うかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

##### ○ 処分

行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為

##### ○ 申請

法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの

平成20年度及び21年度の2か年に新設された処分（申請に対する処分）に係る審査基準の設定状況は、表1のとおりである。

都道府県においては、2か年に新設された処分の種類数の1都道府県当たりの平均は71.4であり、このうち審査基準を設定しているものは56.3（設定率78.9%）である。

調査対象市（政令市及び県庁所在市。以下「市」という。）においては、2か年で新設された処分の種類数の1市当たりの平均は19.7であり、このうち審査基準を設定しているものは16.2（設定率82.3%）である。

設定率別の分布状況をみると、都道府県においては、図1-1のとおり、審査基準の設定率が、①「80%以上」であるものは23都道府県、②「60%以上80%未満」は22都道府県、③「40%以上60%未満」は2都道府県、④「20%以上40%未満」及び⑤「20%未満」は該当がない。

市においては、図1-2のとおり、設定率が①「80%以上」であるものは29市、②「60%以上80%未満」は18市、③「40%以上60%未満」は3市、④「20%以上40%未満」及び⑤「20%未満」は該当がない。

審査基準を設定していない処分は、都道府県については、新設された処分の種類数71.4のうち15.1（未設定率21.1%）であり、市については、新設された処分の種類数19.7のうち3.5（未設定率17.7%）である。その未設定理由は、表2のとおりである。

(注) 1 処分の種類数はいずれも平均値である（以下同じ）。

2 都道府県に係る単位の表記については「都道府県」で統一した（以下同じ）。

3 設定率及び未設定率は、処分の種類数の合計（延べ数）から算出した数値であり、平均値から算出したものではない。

4 調査対象機関別の内訳については、別表2-1①参照。

表1 審査基準の設定状況（設定率等）〈平均値〉

	処分の種類数 (100%)	審査基準設定済み (設定率)		審査基準未設定 (未設定率)
			うち、通知・ 通達等で設定	
都道府県	71.4 (100%)	56.3 (78.9%)	26.0	15.1 (21.1%)
市	19.7 (100%)	16.2 (82.3%)	7.1	3.5 (17.7%)

(注) 1 ( ) 内の比率は、新設された処分の種類数の合計（延べ数）を100とした場合の構成比である。それぞれの合計（延べ数）から算出した数値であり、表中の平均値から算出したものではない。

2 「審査基準設定済み」は、法令の規定において判断基準が言い尽くされており、改めて別途の審査基準の設定が不要なものを含む。

図1-1 審査基準の設定状況（設定率別の分布状況）〈都道府県〉

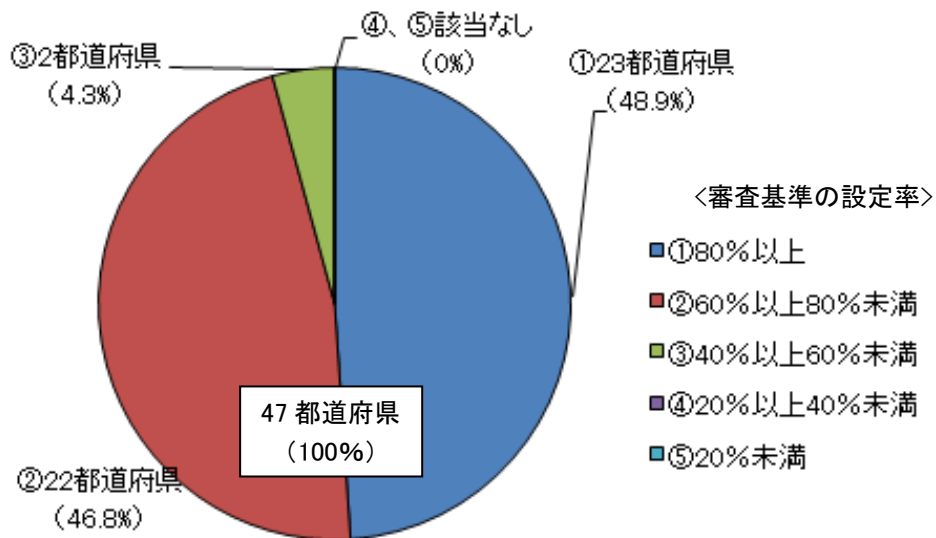


図1-2 審査基準の設定状況（設定率別の分布状況）〈市〉

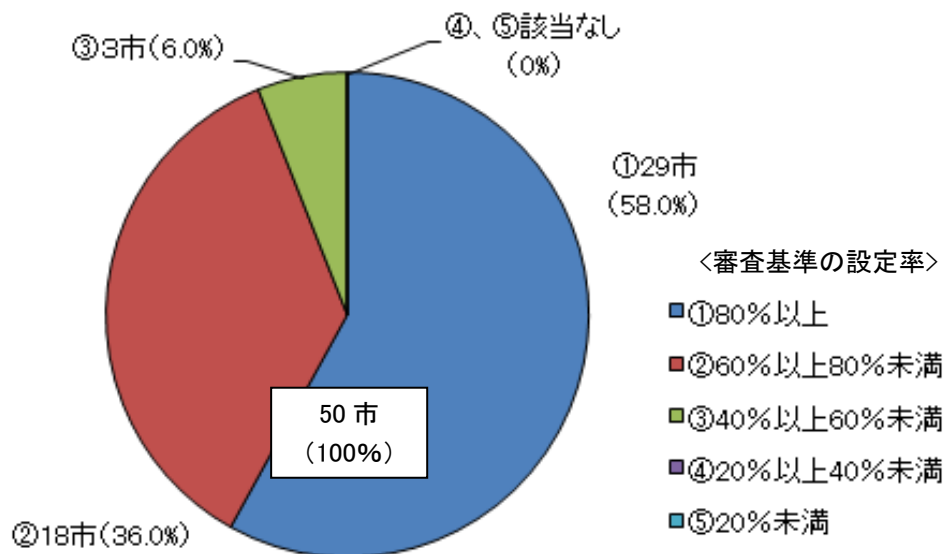


表2 審査基準の未設定理由（処分の種類数）〈平均値〉

	審査基準を設定していない処分の種類数	① 処分の先例がないか、稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難	② 下部規定が定められていないことから、現時点では申請が見込まれず、審査基準を設定する実益がない	③ 事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難	④ 特殊な状況下における処分であり、あらかじめ審査基準を設定することが困難	⑤ その他
都道府県	15.1 (100%)	9.6 (63.8%)	1.6 (10.4%)	1.9 (12.3%)	0.4 (3.0%)	1.6 (10.6%)
市	3.5 (100%)	1.3 (36.0%)	0.4 (10.3%)	0.4 (12.6%)	0.2 (6.9%)	1.2 (34.3%)

(注) ( ) 内の比率は、審査基準を設定していない処分の種類数の合計（延べ数）を100とした場合の構成比である。それぞれの合計（延べ数）から算出した数値であり、表中の平均値から算出したものではない。

(2) 審査基準を公にしている状況

行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。(法第5条第3項)

都道府県においては、通知・通達等で審査基準を設定している処分の種類数の平均は26.0であり、このうち審査基準を公にしているものは24.7（公にしている割合95.0%）である。市においては、通知・通達等で審査基準を設定している処分の種類数の平均は7.1であり、このうち審査基準を公にしているものは6.7（公にしている割合93.3%）である。審査基準を公にしている方法は、表3のとおりである。

公にしている割合別の分布状況をみると、都道府県においては、図2-1のとおり、審査基準を公にしている割合が、①「80%以上」であるものは41都道府県、②「60%以上80%未満」は5都道府県、③「40%以上60%未満」は1都道府県、④「20%以上40%未満」及び⑤「20%未満」は該当がない。

市においては、図2-2のとおり、①「80%以上」であるものは42市、②「60%以上80%未満」は1市、③「40%以上60%未満」は2市、④「20%以上40%未満」は2市であり、⑤「20%未満」は該当がない。

- (注) 1 3市においては、通知・通達等で審査基準を設定していない。  
 2 公にしている割合は、処分の種類数の合計（延べ数）から算出した数値であり、平均値から算出したものではない。  
 3 調査対象機関別の内訳については、別表2-1②参照。

表3 審査基準を公にしている方法等（処分の種類数）〈平均値〉

	通知・通達等 で審査基準を設定している 処分の種類数	公にしている			④ 公にしてい ない
		① ホームページに 掲載	② ①の方法はと っていないが、 情報提供窓口、 申請先窓口等に 備え付けて自由 に閲覧	③ ①の方法は とっていないが、 申請者等の求めに 応じて提示	
都道府県	26.0 (100%)	12.0 (46.2%)	5.0 (19.1%)	7.7 (29.8%)	1.3 (5.0%)
		24.7 (95.0%)			
市	7.1 (100%)	3.8 (52.9%)	0.8 (11.2%)	2.1 (29.1%)	0.5 (6.7%)
		6.7 (93.3%)			

(注) 1 ( ) 内の比率は、通知・通達等で審査基準を設定している処分の種類数の合計（延べ数）を100とした場合の構成比である。それぞれの合計（延べ数）から算出した数値であり、表中の平均値から算出したものではない。  
 2 各数値は平均値であるため、表中の①～③の合計と「公にしている」数値（各下段の数値）は一致しない場合がある。

図2-1 審査基準を公にしている割合の分布状況〈都道府県〉

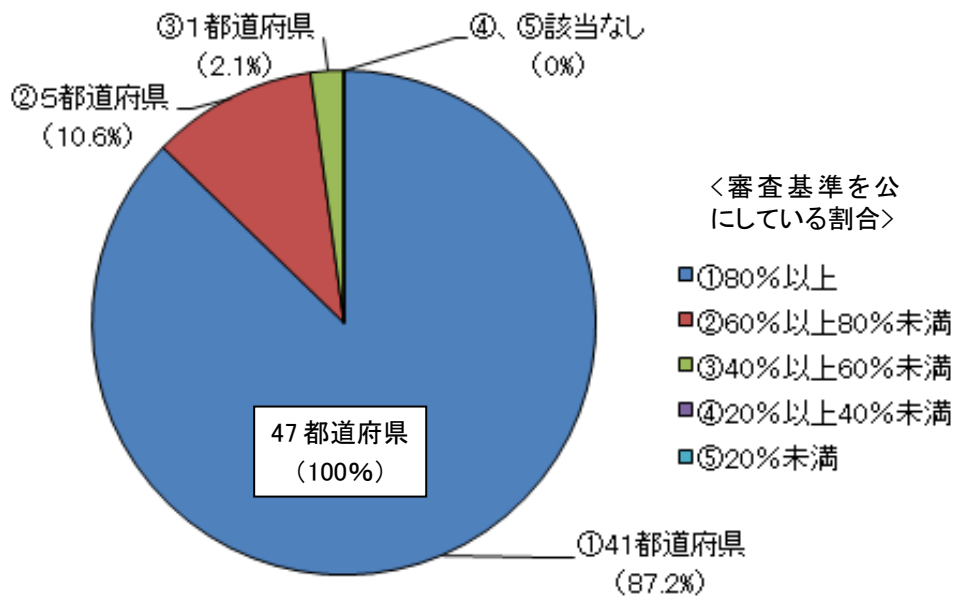
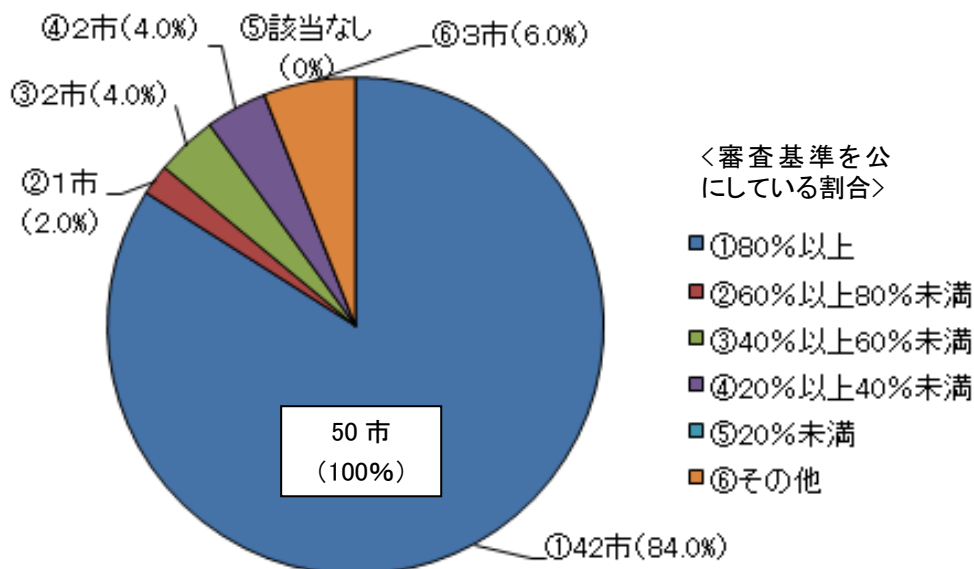


図 2-2 審査基準を公にしている割合の分布状況<市>



(注)「⑥その他」は通知・通達等で審査基準を設定していない市である。

### (3) 標準処理期間の設定状況

行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。(法第6条)

平成 20 年度及び 21 年度の 2 か年に新設された処分（申請に対する処分）に係る標準処理期間の設定状況は、表 4 のとおりである。

都道府県においては、新設された処分の種類数（1 都道府県当たりの平均）71.4 のうち、標準処理期間を設定しているものは 32.1（設定率 44.9%）である。市においては、新設された処分の種類数（1 市当たりの平均）19.7 のうち、標準処理期間を設定しているものは 7.7（設定率 39.0%）である。

設定率別の分布状況をみると、都道府県においては、図 3-1 のとおり、標準処理期間の設定率が、①「80%以上」であるものは 1 都道府県、②「60%以上 80%未満」は 5 都道府県、③「40%以上 60%未満」は 22 都道府県、④「20%以上 40%未満」は 19 都道府県であり、⑤「20%未満」は該当がない。

市においては、図 3-2 のとおり、設定率が①「80%以上」であるものは 6 市、②「60%以上 80%未満」は 9 市、③「40%以上 60%未満」は 10 市、④「20%以上 40%未満」は 14 市、⑤「20%未満」は 11 市である。

標準処理期間を設定していない処分は、都道府県については、新設された処分の種類数 71.4 のうち 39.3（未設定率 55.1%）であり、市については、新設された処分の種類数 19.7 のうち 12.0（未設定率 61.0%）である。その未設定理由は、表 5 のとおりである。

(注) 1 設定率及び未設定率は、処分の種類数の合計（延べ数）から算出した数値であり、

平均値から算出したものではない。

2 調査対象機関別の内訳については、別表2-2①参照。

表4 標準処理期間の設定状況（設定率等）〈平均値〉

	処分の種類数 (%)	標準処理期間設定済み (設定率)		標準処理期間 未設定 (未設定率)
			うち、通知・通 達等で設定	
都道府県	71.4 (100%)	32.1 (44.9%)	27.9	39.3 (55.1%)
市	19.7 (100%)	7.7 (39.0%)	4.3	12.0 (61.0%)

(注) 1 ( )内の比率は、新設された処分の種類数の合計(延べ数)を100とした場合の構成比である。それぞれの合計(延べ数)から算出した数値であり、表中の平均値から算出したものではない。

2 「標準処理期間設定済み」には、法令の規定において処理期間が定められており、改めて別途の標準処理期間の設定が不要なものを含む。

図3-1 標準処理期間の設定状況（設定率別の分布状況）〈都道府県〉

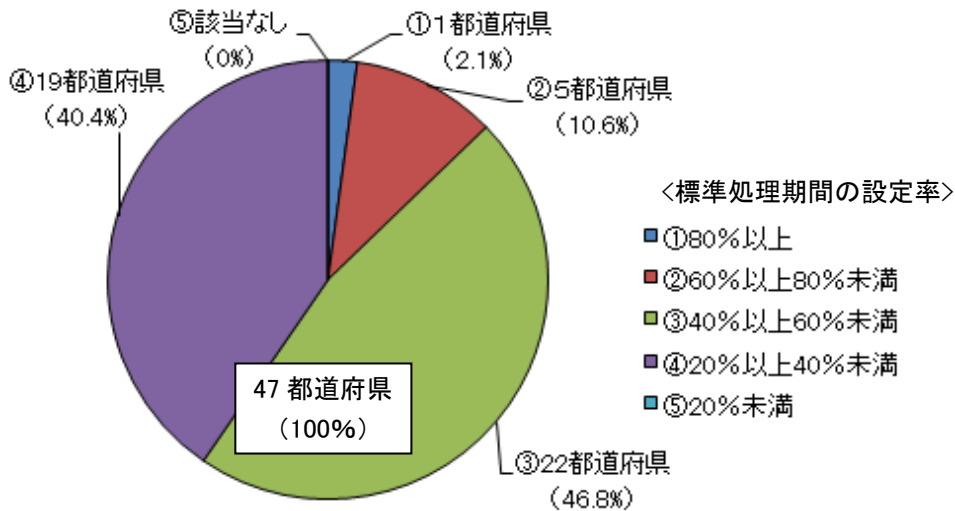


図3-2 標準処理期間の設定状況（設定率別の分布状況）〈市〉

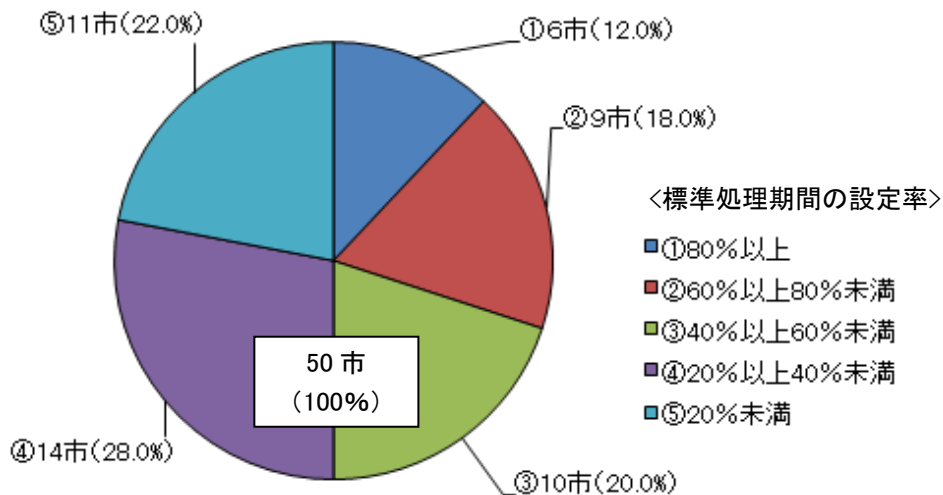


表5 標準処理期間の未設定理由（処分の種類数）〈平均値〉

	標準処理期間を設定していない処分の種類数	① 処分の先例がないか、又は稀であり、あらかじめ標準処理期間の設定が困難	② 下部規定が定められていないことから、現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	③ 事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間を設定することが困難	④ その他
都道府県	39.3 (100%)	22.2 (56.4%)	2.0 (5.0%)	11.5 (29.2%)	3.7 (9.4%)
市(P)	12.0 (100%)	4.3 (35.4%)	0.7 (6.0%)	4.5 (37.4%)	2.5 (21.1%)

(注) ( ) 内の比率は、審査基準が設定されていない処分の種類数の合計（延べ数）を100とした場合の構成比である。それぞれの合計（延べ数）から算出した数値であり、表中の平均値から算出したものではない。

#### (4) 標準処理期間を公にしている状況

都道府県においては、通知・通達等で標準処理期間を設定している処分の種類数の平均は27.9であり、このうち標準処理期間を公にしているものは25.8（公にしている割合92.5%）である。市においては、通知・通達等で標準処理期間を設定している処分の種類数の平均は4.3であり、このうち標準処理期間を公にしているものは4.0（公にしている割合93.1%）である。標準処理期間を公にしている方法の内訳は表6のとおりである。

公にしている割合別の分布状況をみると、都道府県においては、図4-1のとおり、標準処理期間を公にしている割合が、①「80%以上」であるものは40都道府県、②「60%以上80%未満」は3都道府県、③「40%以上60%未満」は2都道府県、④「20%以上40%未満」は1都道府県、⑤「20%未満」は1都道府県である。

市においては、図4-2のとおり、公にしている割合が、①「80%以上」であるものは33市、②「60%以上80%未満」は2市、③「40%以上60%未満」は該当がなく、④「20%以上40%未満」は1市、⑤「20%未満」は該当がない。

- (注) 1 14市においては、通知・通達等で標準処理期間を設定していない。  
 2 公にしている割合は、処分の種類数の合計（延べ数）から算出した数値であり、平均値から算出したものではない。  
 3 調査対象機関別の内訳については、別表2-2②参照。



表6 標準処理期間を公にしている方法等（処分の種類数）〈平均値〉

	通知・通達等 で標準処理期間を設定している 処分の種類数	公にしている			④ 公にしている いない
		① ホームページに掲載	② ①の方法はとっていないが、情報提供窓口、申請先窓口等に備えて付けて自由に閲覧	③ ①の方法はとっていないが、申請者等の求めに応じて提示	
都道府県	27.9 (100%)	10.7 (38.3%)	7.2 (25.8%)	7.9 (28.4%)	2.1 (7.5%)
		25.8 (92.5%)			
市	4.3 (100%)	1.0 (24.1%)	0.7 (15.7%)	2.3 (53.2%)	0.3 (6.9%)
		4.0 (93.1%)			

(注) 1 ( ) 内の比率は、通知・通達等で標準処理期間を設定している処分の種類数の合計（延べ数）を100とした場合の構成比である。それぞれの合計（延べ数）から算出した数値であり、表中の平均値から算出したものではない。

2 各数値は平均値であるため、表中の①～③の合計と「公にしている」数値（各下段の数値）は一致しない場合がある。

図4-1 標準処理期間を公にしている割合の分布状況〈都道府県〉

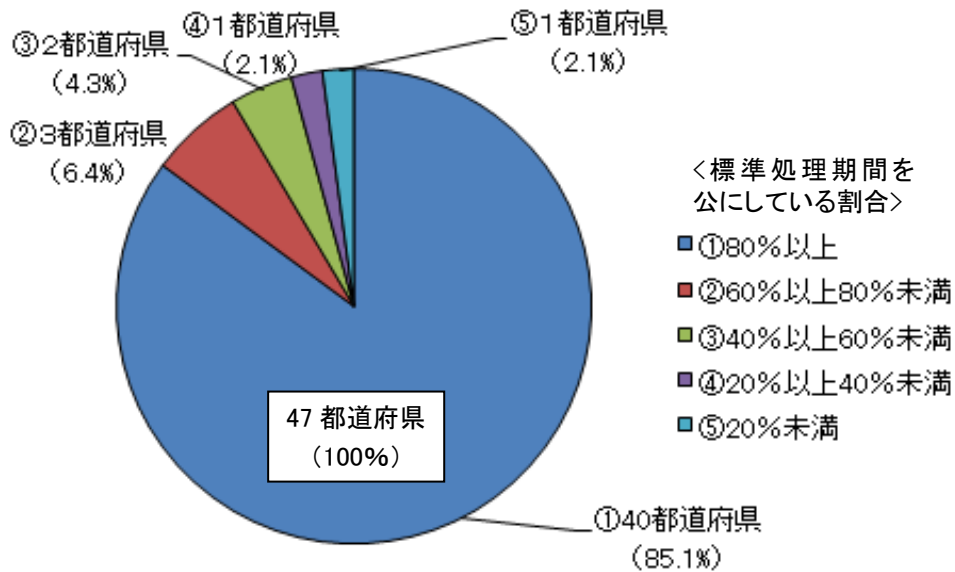
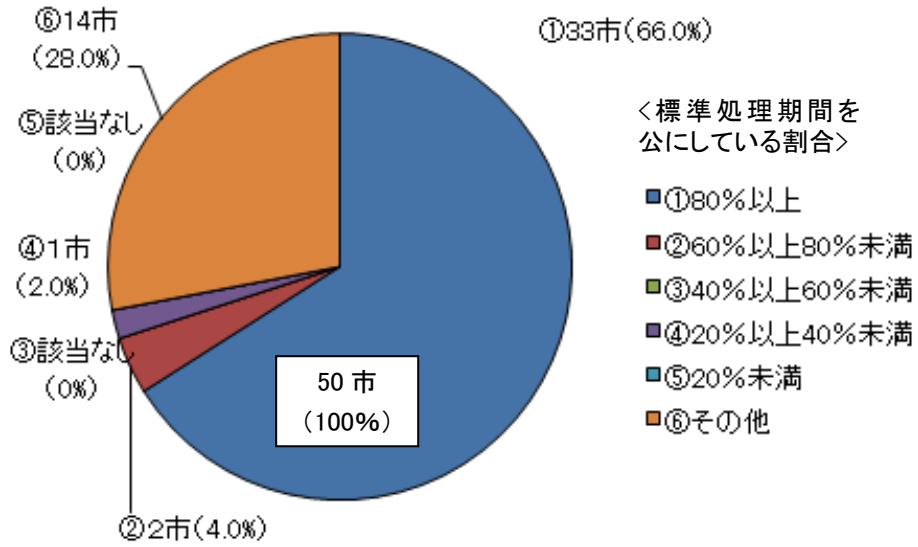


図4-2 標準処理期間を公にしている割合の分布状況<市>



(注)「⑥その他」は、通知・通達等で標準処理期間を設定していない市である。

## 2 不利益処分

### (1) 処分基準の設定状況

行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。  
(法第12条第1項)

#### ○ 処分基準

不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

平成20年度及び21年度の2か年に新設された処分（不利益処分）に係る処分基準の設定状況は、表7のとおりである。

都道府県においては、2か年で新設された処分の種類数の1都道府県当たりの平均は48.3であり、このうち処分基準を設定しているものは36.3（設定率75.2%）である。

市においては、2か年で新設された処分の種類数の1市当たりの平均は19.5であり、このうち処分基準を設定しているものは15.0（設定率76.9%）である。

設定率別の分布状況をみると、都道府県においては、図5-1のとおり、処分基準の設定率が、①「80%以上」であるものは16都道府県、②「60%以上 80%未満」は27都道府県、③「40%以上 60%未満」は3都道府県、④「20%以上 40%未満」は1都道府県であり、⑤「20%未満」は該当がない。

市においては、図5-2のとおり、設定率が①「80%以上」であるものは32市、②「60%以上 80%未満」は9市、③「40%以上 60%未満」は2市、④「20%以上 40%未満」は7市であり、⑤「20%未満」は該当がない。

処分基準を設定していない処分は、都道府県については、新設された処分の種類数48.3のうち12.0（未設定率24.8%）であり、市については、新設された処分の種類数19.5のうち4.5（未設定率23.1%）である。その未設定理由は、表8のとおりである。

（注）調査対象機関別の設定状況については、別表2-3①参照。

表7 処分基準の設定状況（設定率等）〈平均値〉

	処分の種類数	処分基準設定済み (設定率)		処分基準未設定 (未設定率)
			うち、通知・通達等で設定	
都道府県	48.3	36.3 (75.2%)	19.1	12.0 (24.8%)
市	19.5	15.0 (76.9%)	4.8	4.5 (23.1%)

（注）1 （ ）内の比率は、新設された処分の種類数の合計（延べ数）を100とした場合の構成比である。それぞれの合計（延べ数）から算出した数値であり、表中の平均値から算出したものではない。

2 「処分基準設定済み」には、法令の規定において判断基準が言い尽くされており、改めて別途の処分基準の設定が不要なものを含む。

図5-1 処分基準の設定状況（設定率別の分布状況）〈都道府県〉

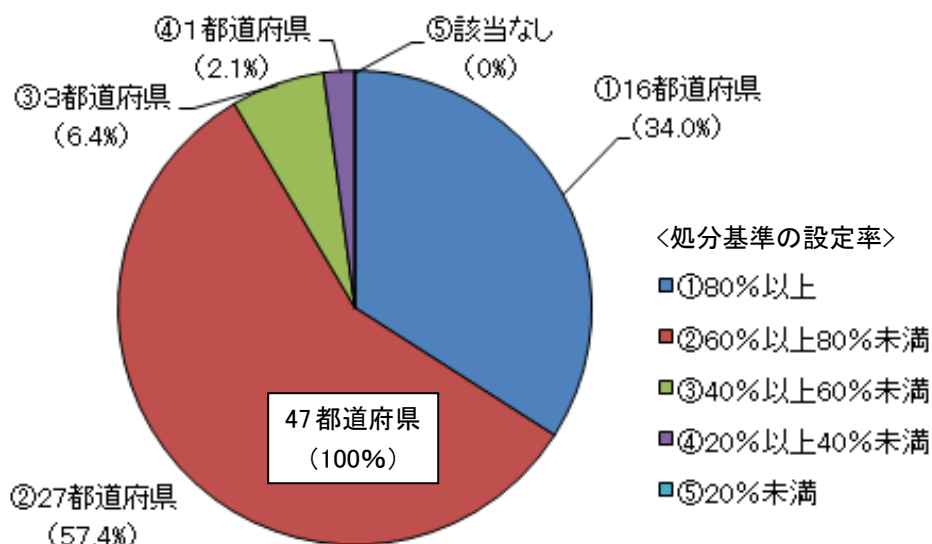


図5-2 処分基準の設定状況（設定率別の分布状況）〈市〉

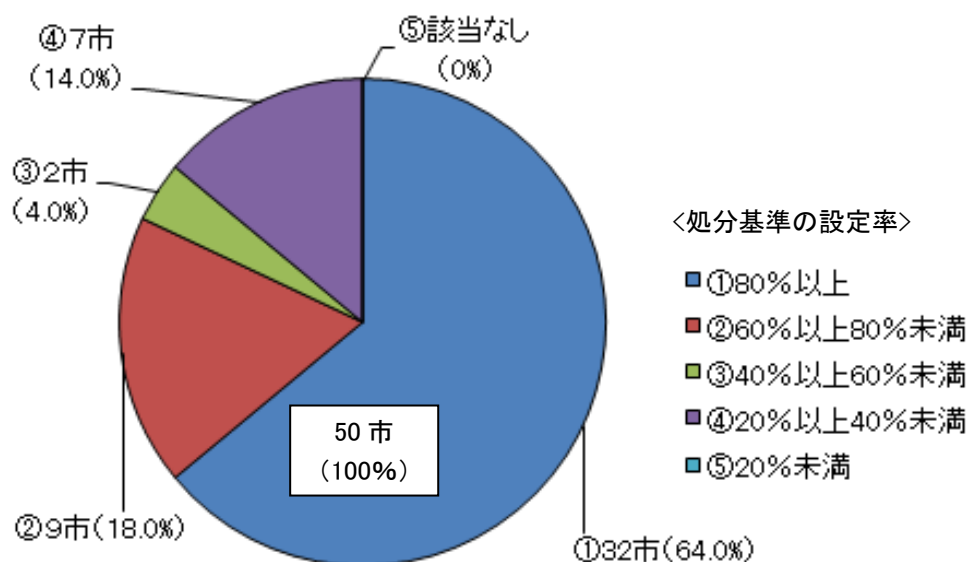


表8 処分基準の未設定理由（処分の種類数）〈平均値〉

	処分基準を設定していない処分の種類数	① 過去に処分実績がないか、又は稀であり、あらかじめ処分基準を設定することが困難	② 将来的に処分の対象の発生が見込まれず、処分基準を設定する実益がない	③ 事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することは困難	④ その他
都道府県	12.0 (100%)	7.4 (61.8%)	0.4 (3.7%)	3.9 (32.7%)	0.2 (1.8%)
市	4.5 (100%)	1.4 (32.0%)	0.2 (4.0%)	1.4 (31.6%)	1.5 (32.4%)

(注) ( ) 内の比率は、処分基準を設定していない処分の種類数の合計（延べ数）を100と

した場合の構成比である。それぞれの合計（延べ数）から算出した数値であり、表中の平均値から算出したものではない。

## (2) 処分基準を公にしている状況

都道府県においては、通知・通達等で処分基準を設定している処分の種類数の平均は19.1であり、このうち処分基準を公にしているものは18.4（公にしている割合96.5%）である。市においては、通知・通達等で処分基準を設定している処分の種類数の平均は4.8であり、このうち処分基準を公にしているものは4.1（公にしている割合85.3%）である。公にしている方法の内訳は表9のとおりである。

公にしている割合別の分布状況をみると、都道府県においては、図6-1のとおり、処分基準を公にしている割合が、①「80%以上」であるものは44都道府県、②「60%以上80%未満」は2都道府県、③「40%以上60%未満」は1都道府県であり、④「20%以上40%未満」及び⑤「20%未満」は該当がない。

市においては、図6-2のとおり、公にしている割合が①「80%以上」であるものは34市、②「60%以上80%未満」は該当がなく、③「40%以上60%未満」は2市、④「20%以上40%未満」は該当がなく、⑤「20%未満」は2市である。

- (注) 1 12市においては通知・通達等で処分基準を設定していない。  
 2 公にしている割合は、処分の種類数の合計（延べ数）から算出した数値であり、平均値から算出したものではない。  
 3 調査対象機関別の内訳については、別表2-3②参照。

表9 処分基準を公にしている方法等（処分の種類数）〈平均値〉

	通知・通達等 で処分基準を設定している 処分の種類数	公にしている			④ 公にしていない
		① ホームページに 掲載	② ①の方法はとっていないが、 情報提供窓口、申請先 窓口等に備え付けて 自由に閲覧	③ ①の方法はとっていないが、 申請者等の求めに応じて 提示	
都道府県	19.1	5.4 (28.3%)	6.9 (36.2%)	6.1 (32.0%)	0.7 (3.5%)
		18.4 (96.5%)			
市	4.8	0.7 (14.3%)	0.3 (7.1%)	3.0 (63.9%)	0.7 (14.7%)
		4.1 (85.3%)			

- (注) 1 ( )内の比率は、通知・通達等で処分基準を設定している処分の種類数の合計（延べ数）を100とした場合の構成比である。それぞれの合計（延べ数）から算出した数値であり、表中の平均値から算出したものではない。  
 2 各数値は平均値であるため、表中の①～③の合計と「公にしている」数値（各下段の数値）は一致しない場合がある。

図6-1 処分基準を公にしている割合別の分布状況<都道府県>

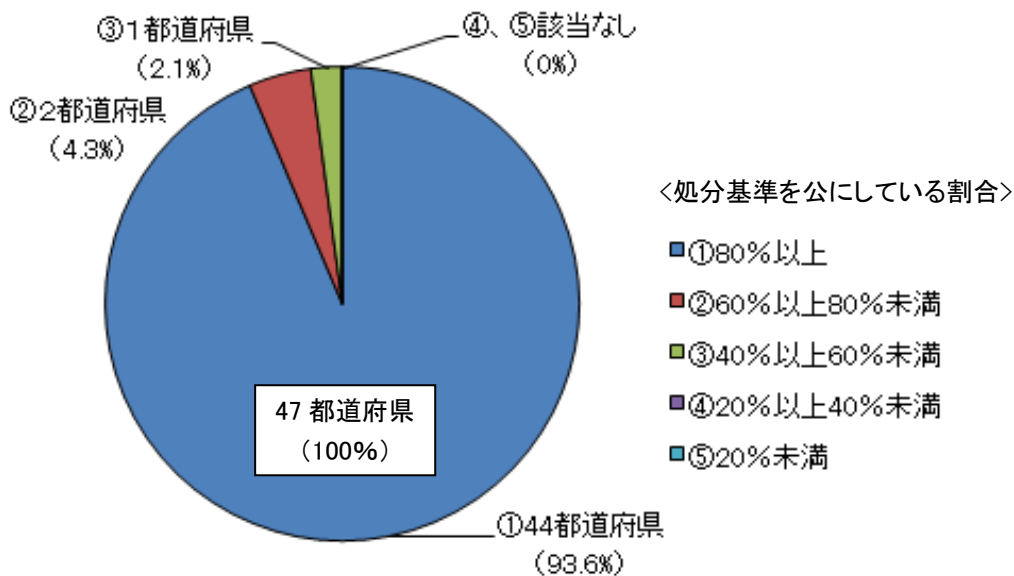
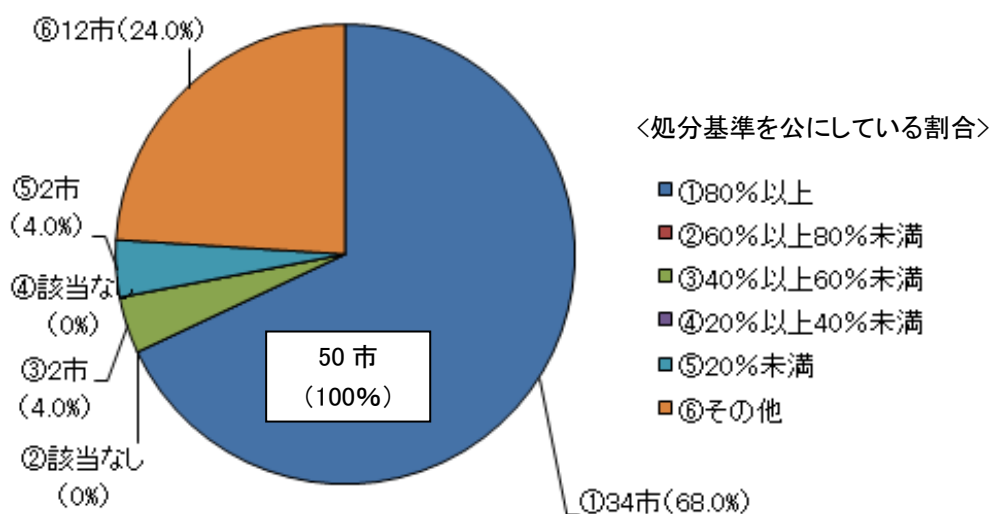


図6-2 処分基準を公にしている割合別の分布状況<市>



(注)「⑥その他」は、通知・通達等で処分基準を設定していない市である。

### (3) 聴聞・弁明手続の実施状況

行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。(法第13条第1項)

行政庁は、①許認可等の取消し・資格又は地位のはく奪など、名あて人となるべき者に及ぼす不利益の程度が大きい不利益処分をしようとするときには、「聴聞手続」を執ることとし、②それ以外の不利益処分(例えば営業停止処分)をしようとするときには「弁

明の機会の付与」の手續を執ることとしている。

調査対象機関における平成 21 年度の聴聞・弁明手續の実施状況は、表 8 のとおりである。

表 8 聴聞・弁明手續の実施状況（合計数及び割合）

		不利益処分の名あて人に対する通知の件数 (a)	名あて人の聴聞不出頭又は弁明書未提出により手續を終結したものの件数 (b)	不出頭又は未提出による終結の割合 (b/a)
聴聞相当処分	都道府県	36,312	15,232	41.9%
	市	343	33	9.7%
弁明相当処分	都道府県	28,121	23,523	83.6%
	市	57,801	45,681	79.0%

(注) 行政庁は、①当事者が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、聴聞を終結することができることとされており（法第 23 条第 1 項）、また、②弁明の機会の付与についても、弁明書の提出期限までに当事者から何ら応答がない場合には、弁明の機会を与え終えたことになると解される。